

## 金融排除と社会厚生

中京大学 村上敬進

### < 報告要旨 >

本稿は、金融排除が厚生に与える影響を、所得格差に注目して考察した。所得格差が大きければ大きいほど、低所得者が有利な貯蓄機会へアクセスすることを妨げる金融排除政策は、高所得者の厚生のみを大きく引き上げ、低所得者の厚生は低下することが示される。次に、社会厚生関数を利用した分析では、所得格差が大きい時に、金融排除政策が社会厚生に与える影響は理論上不明であったが、数値例では、たとえ所得格差が大きくても、金融排除政策によって社会厚生は拡大することが示された。

### < 討論者からのコメント >

龍谷大学 谷直樹

村上論文は、金融排除問題を「分断された金融市場」問題と捉え、Gomis-Porqueras モデルを所得格差を考慮できる形に修正したモデルを用いて厚生分析を行った研究として評価できる。質問は以下の二点である。

所得格差が大きくなるほど統合された金融市場が望ましいという結論を出しているが、個別所得階層の厚生比較のみで社会全体の厚生に関する考察が抜けているのではないか？

郵貯の役割に関する政策的関心が、論文執筆の動機付けの一つであるようであるが、差別的法定準備率規制によって分断された市場のモデルを用いた厚生分析から郵貯の役割について言及することの現実妥当性についてどのように考えているのか？

### < 討論者からのコメントに対するリプライ >

#### コメント の回答

コメントの通り、金融排除政策が社会全体の厚生に与える影響は正確に検討されていなかった。これは、金融排除政策が低所得者の厚生に与える影響を調べるのに多くの労力を費やしたためである。社会全体の厚生は高所得者と低所得者の厚生の和であるから、低所得者の厚生の動きをまず分析する必要がある。

ご指摘を頂いて以下のような社会厚生関数を作成し、限界的な  $\mu$  の上昇が社会厚生に与える影響を検証した。

$$U(k(\mu)) = (1 - \lambda)c^H(k(\mu)) + \lambda c^L(k(\mu)).$$

その結果、所得格差が大きい時には、金融排除政策は社会厚生を増加させることが示された。しかしながら、所得格差が大きく金融排除政策によって低所得者の厚生が低下する時に、金融排除政策が社会厚生に与える影響は理論上、不明であった。しかし、数値例では、所得格差が大きくても、金融排除政策によって社会厚生は増大することが示された。

#### コメント の回答

差別的法定準備率規制は、モデル上で、分断された金融市場を作り出す一つの方法である。Matsuyama(2000)のように別の設定でも分断された市場を作り出す事が出来る。ポイントは、市場が分断される方法（低所得者が高所得者と同様な金融サービスにアクセスできないようにする方法）ではなく、低所得者が差別された結果生じる経済的影響である。

所得格差が大きい時の低所得者を差別する金融排除政策によって、低所得者の厚生は大きく低下し、この時の社会厚生への影響は（理論上）不明であった。したがって、

1. 金融排除政策によって社会厚生が低下する場合および
2. 金融排除政策によって社会厚生が増加していても財政による適切な再分配政策が実施されない場合、

には、大多数を占める低所得者の厚生の低下は容認され得ないであろうから、金融当局による統合された市場の整備が必要になる。低所得者や地方の人々が高所得者や都市部の人々と同等の貯蓄機会へアクセスするためには、簡易保険や定額貯金などの金融サービスを提供する郵貯が重要な役割を果たすものと考えられる。